

貸室利用について

貸室は、主に地域福祉・保健活動など施設の設置目的に合致した団体の活動や交流を行うスペースとして、福祉保健活動を行う団体は無料、それ以外（利用目的外団体・一般団体）については有料となります。

1 利用団体分類

《福祉保健目的の利用団体について》

地域ケアプラザにおける福祉保健目的の活動とは、施設内で行う活動が、直接的に福祉保健活動（給・配食サービス、障がい児者の余暇活動等）である活動だけではなく、施設内外で行っている活動が結果的に福祉保健活動につながるような活動も含まれます（例：「地域貢献活動」「公益的活動」「地域支えあいにつながる活動」「市民の地域における主体的な生活を支援する活動」）。

施設の利用当初が福祉保健活動を目的としていない団体であっても、出きるだけボランティア活動や地域貢献活動など地域における福祉保健活動に協力し開かれた活動になる事が大切になります。

そして施設内で行う活動が直接福祉保健を目的とした活動であっても、受益者負担及び、地域ケアプラザが公共施設であることを鑑みて、特定の人たちが利益を受ける活動を行うのではなく、常に地域に開かれた開放的な活動を行う必要があります。

16年度までは、団体に対して利用区分を振り分けていましたが、17年度より**活動及び利用内容**が福祉保健団体については原則登録を行っていただきます。ただし、1回だけの利用等の理由で登録を行わない場合には「**3 利用申込方法（2）**」に従って手続きを行います。

《利用できない活動について》

これらにあてはまらない場合（例：営利活動につながるもの…入社面接、NPO法人の職員研修等）は利用出来ません。

2 利用団体登録

（1）登録

当施設をご利用にあたっては「福祉保健を目的とした活動」のみ利用団体登録していただく必要があります。また、窓口での登録申込のみとなります（登録に最長7日間かかります）。

- ① 原則5人以上の会員が参加し、福祉保健活動を行っていることが登録要件になります
- ② 登録可能かどうかを確認の上、以下の書類を提出していただきます。
 - ・登録申込書（ケアプラザ受付に置いています）
 - ・規約や活動内容がわかるチラシ、パンフレット（任意）
- ③ 登録書の発行（登録の可否については②の書類を受領した日から7日以内に団体代表者に交付を行います。）

(2) 登録内容の変更

登録の際に提出した書類に変更が生じた場合（活動内容の変更、代表者の交代など）、登録内容変更届を提出してください。また、登録時に提出した添付書類等についても変更している場合は一緒に提出してください。

(3) 登録の更新

登録は**3年間有効**とします。有効期限までに登録の更新を行ってください。なお、手続きは利用団体登録と同様の手順に従って行ってください。登録番号は継続いたします。（更新は有効期限の1ヶ月前から可能です。）

(4) 登録の抹消：以下の場合には登録を抹消いたします。

- (ア) 登録の更新がなかった場合
- (イ) 登録内容と活動実態が異なっている場合
- (ウ) 団体が解散を行った場合
- (エ) その他、活動の継続が困難と思われる場合

※イ～エの項目に該当した場合、登録内容変更届を記載してください。

3 利用申込方法（利用手順）：活動内容別に利用までの手続きが異なります。

(1) 登録を行っている団体の申込方法

福祉保健活動団体は利用する月の3ヶ月前、一般団体は2ヶ月前の1日から予約可能となります。また、**登録団体としての利用申込は1ヶ月につき2回までとなります。**ただし、1ヶ月を切った時点であれば3、4回目の申込ができます（最高2回まで）。

※ 部屋利用申し込みは、福祉保健活動・支援団体は利用日の3ヶ月前（一般団体は2ヶ月前）の1日午前9時～午前9時30分に直接窓口で受け付けます。部屋利用申し込みが重複した場合は、当日の午前9時30分に、公開抽選で利用団体を決めさせていただきます。（電話申し込みは不可）

午前9時30分以降の申し込みに関しては先着順となります。但し、この場合は電話でも受け付け致します。電話の場合はご利用日7日前まで（土日の利用の際は、利用の前の週の金曜日まで）に申請用紙をご提出ください。

なお、月末が30日で終わる場合、翌月31日の申込分は当該月の1日申し込みとなります。また、申込日が休館日（第2月曜日）の場合は翌日が申し込み日となります。（第2月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日となります。）

※登録団体であっても、登録内容と異なる活動をするための利用は、その他の活動団体と同様の扱いとなります。

(2) 登録を行っていない団体の申込方法

1回限りの利用等の理由で登録を行わない場合など、利用する目的・内容を確認の上問題ないようならば、利用予定月の前月の1日より予約可能となります。また、利用日から7日前まで（土日の利用の際は、利用の前の週の金曜日まで）に予約を行ってください。

- ・ 希望日・希望利用部屋及び希望利用時間帯の空き状況を確認して空いているならば仮予約となります。その際、①団体名②代表者名③連絡先を確認いたします。
- ・ 福祉保健活動の利用として使用する場合、『活動内容報告用紙』を提出していただきます。
- ・ 1週間以内に福祉保健目的の利用として認められるか否か連絡します。
- ・ 認められた場合上記連絡があった日から2週間以内に申請手続き（正式な予約）を行ってください。
- ・ 利用申込書の提出により正式な申込となります。なお、登録を行っていない団体で、利用目的が地域ケアプラザにおける本来の目的とは異なった利用をする際は、目的外使用料がかかります。

(3) 福祉保健目的以外で利用を行う団体について

福祉保健目的以外の利用は、**目的外使用許可申請書の提出が必要**になります。利用回数は**最高一ヶ月につき2回まで**です。利用予定月の前月の1日より予約可能となります。

- ・ 希望日・希望利用部屋及び希望利用時間帯の空き状況を確認して空いているならば仮予約となります。その際、①団体名②代表者名③連絡先を確認いたします
- ・ 予約は**利用日から7日前までに（土日利用の際は利用の前の週の金曜日までに）**手続きを行ってください。

・ 目的外使用許可手続き（窓口のみ）

- ・ 仮予約をしていない場合でも空いていればその場で記入ができます。ただし、登録団体と異なり、目的外使用が許可されるまでは仮予約状態にあります。
- ・ 目的外使用許可申請書は発行枚数をカウントしているため、持ち出しや事前配布等は出来ません。

※使用許可が下りるまで1週間程度かかります。それまでは仮予約です。

※許可の場合、使用料金は当日窓口でお支払いください。**現金のみ、おつりが無い様**ご用意下さい。なお、後払いは認めません。納付されない場合、使用することは出来ません。

(4) 使用料

多目的ホール	1コマ	1,380円
調理室	1コマ	420円
ボランティアルーム	1コマ	420円
地域ケアルーム	1コマ	420円

4 貸室利用時間（各室共通）

曜日	午前	午後 1	午後 2	夜間
月曜日～土曜日	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
日曜日・祝日	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～17:00	
毎月第2月曜日及び 年未年始 (12月29日～1月3日)	休館日			

- ※ 利用時間の中に現状復帰（後片付け）と清掃が含まれています。
- ※ 第2月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日が休館日となります。

5 部屋別面積及び設備・備品

部屋	面積	主な設備・備品
多目的ホール	102㎡	テーブル17脚、ホワイトボード イス60脚、スクリーン、AV機器 マイク、演台
調理室	22㎡	冷蔵庫、オープン、食器類等、電子レンジ ガス炊飯器（2）調理機器・器具、殺菌庫
ボランティアルーム	30㎡	テーブル2脚、イス12脚 ロッカー18個、ホワイトボード
地域ケアルーム	22㎡	テーブル2脚、イス12脚 ホワイトボード

【問い合わせ先】

担当 地域交流

TEL **045-392-0309**

FAX **045-360-0023**